



Title	ビルマの法曹
Author(s)	園田, 格
Citation	研究年報, (7), pp.151-161; 1966
Issue Date	1966-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/26296">http://hdl.handle.net/10069/26296</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-09-19T13:28:56Z

# ビルマの法曹

園 田 格

## はじめに

ビルマの現実はどうであろうか。多様な少数民族問題になやむビルマは、国内の民族的、政治的統一の困難さに苦悩している。かかる政治的混乱を脱する方策を、反共的な原則を守りながら実施しようとするところに、軍隊のクーデターが決行されて、軍事政権が成立するという事態が生じたものとみられる。

ビルマでは1958年8月、ウ・ヌー大統領とネ・ウィン将軍に、政治的混乱と危機を免れるために政権を移譲した。ビルマにあっては全くの暫定政権で、選挙によってウ・ヌーの政党が勝ち、1960年4月にネ・ウィン将軍はウ・ヌーの文民内閣に政権をもどした。しかし、ウ・ヌー政権が政治的不安定の克服策として、共産党勢力に近づく傾向を示したため、ネ・ウィン将軍は1962年3月に純然たる軍事クーデターを決行して、典型的な軍事政権を樹立した。

ところで、ビルマの軍隊には旧宗主国で訓練された、きわめて少数の将校はいるにしても、指導者の大部分は日本軍に訓練された民族主義者か、独立過程で登場してきた武装集団の指導者であって、厳密な意味での職業軍人は高級将校のなかにはいないと目されている。

しからは、ビルマの軍事政権はどのような形態のものとして扱われるであろうか。ビルマの軍事政権は典型的な軍部独裁制だとされている。すなわち、立法、司法、行政の三権は完全に軍人に独占され、一般民衆はもちろん、いかなる文民政治家にも参政権は認められてないといわれる。

ビルマは軍事政権成立後4年になるが、憲法は停止され、議会も解散されたままで、17人の軍人が構成する革命評議会が議会にかわり、また、行政、司法の権限を支配しており、行政は同評議会の任免する軍人閣僚ばかりの内閣が執行する。政党も禁止されて、翼賛政党式の「ビルマ社会主義綱領党」が、革命評議会の指導する国民的政治運動となっているだけである。

もっとも、ネ・ウィン将軍は、決してウ・ヌー大統領の路線を一変させるような政策をとってはいないといわれる。変わったのは、ウ・ヌー大統領の理想主義的な国際的言動が、軍人らしいプラグマチックな現実主義によるナショナル・インタレスト重視になった点であろう。ビルマでは、早くから軍隊が組織的に、各種の商工業を経営していたが、最近はその範囲が拡張されていると報ぜられる。

ビルマの若い軍人エリートは、たしかに過去の軍人とは異質な献身的愛国者ではあろうが、軍事政権が学生運動を敵視して、大学そのものをさえ弾圧する傾向がみられるのは、

明らかに軍事エリートの専制である。そうした軍事政権下では、大学卒業者である文民が、政治に世論を反映する道が閉ざされる傾向にある。

ビルマの軍事政権の唯一の功績というならばいえるものは、既成政治家の腐敗、汚職を一掃したことだといえようが、一般民衆の経済生活を改善するという面では、文民政権以上に無能であるということが、今後次第に暴露されてゆくものと考えられている。

以上の如きビルマの現実を前提として、ビルマの法曹について若干の考察をしてみたい<sup>(1)</sup>と思うものである。

ちなみに、インドにあっては最高裁判所のほか、各州の首都に高等裁判所がおかれている。高等裁判所の下には区、治安、民事の各級裁判所が州の特定法で設置される。最高裁判所判事になるには、5年以上各州の高等裁判所で弁護士をつとめなければならない。最高裁の重要な任務は憲法の解釈、国家構成上の紛争を処理するにあるが、憲法の改正が大統領や首相の要請で比較的簡単にできるインドにおいては、アメリカにおけるとはちがって、最高裁は少しも立法府、行政府に対する有力な圧力にはなっていない。1955年、最高裁は、地主の訴によって土地補償を違憲であるとの判決を下したが、たちまち議会で憲法を改正され、今後最高裁は土地補償問題の当否を処理してはいけないうことになった。インド憲法では、大統領、首相は最高裁よりはるかに強力であるとされている。<sup>(2)</sup>

## 一 裁 判 官

善い法が善い人間を作るのであるから、われわれは法を善いものにさえすればよい。そうすれば善い人間が法に遵うものとなる、という見方もある。それに対し、法というものはそれ自身では善いとか悪いとかといった性質のものではなく、その法を使って生活する人間こそが法を善いものにもするし、また悪いものにも変えるものなのである、とする見解も成り立つ。前者に関しては、初歩の立場では、とにかく善い法を見付けだし作ってゆかねばならない、そうして人間はその法に適合するようになるにつれて成長するものだと教えらる。後者の見解に関しては、進んだ立場で善い人間を作ることがまず大事なことであり、若い世代の人々が立派な社会生活を営むようになるように教育されねばならないし、善い法というものは、その過程において創造されてゆくものであると説かれるのである。すなわち法は、当初、無批判に遵守を要求するが、漸時に自覚的な人間の創造によるものであると考えられるのである。

ビルマのように、あらためて独立国家の仲間に入った国にとっては、以上の二つの立場のいずれを選ぶかが、場合によっては極めて重要なこととなり、また、両者をどのようにして調和させたらよいか、さらにはその終極的な目標をどこにおいたらよいか、大事な問題となるのである。もし終極的な目標が明確になっておらず、またその方法が準備されなかったならば、必らず混乱が生ずるであろうし、社会における法の作用は失われてしまい、他の社会的諸機能も停止し混乱するに至るに違いないのである。

ビルマにおいては、もはや政治のやり方は全く変わってしまった。すなわち国民自身が権力の統御を行なうようになったわけである。そして最終の目標を次のようなところに打ち樹てた。いわく、人間が人間として尊重されるような民主的社会を建設し、国民が等しく社会に貢献できて、また等しく権利を享有し得るような社会の建設であると。もちろん、独立当初においては、ときとして様々の混乱が生じたことは否めない。思想的にも固有の考え方と西欧的な見方との混乱があったことは事実である。そのことは各個人の問題としてもやむを得ぬことであり、普通の人間が社会の変革期に当って過誤や混乱を来すことは当然であろう。しかし、そういう独立後しばらくの間に起った一時的な変化や紛争は、歴史も示すように、社会全体としての大きな目標にも、また社会全体の基本的な思潮にも何らの影響を及ぼすものではなかった。したがって、その目標に達する有効な手段が必要とされ、努力の積み重ねがなされなければならないのである。この努力の中にビルマの法曹が積極的に果すべき役割りが存するものである。

しかしながら、いわゆる黄金時代は法曹人にとって既に過去のものとなってしまった。独立以前にあっては、ビルマは世界からいわば取り残された片隅の存在でしかなかったのであるから、法曹人は社会的地位も高く、収入も多かったし、気取った生活を送ることが可能であったかも知れない。そしてまた、イギリスの法曹界に連なることが、それだけで高級官吏になり、あるいは財産家になる旅券のようなものでもあったわけである。政治の分野においても、しばしばその指導者たる地位が法曹人によって占められたこともあり、彼等は豊かな収入を得たし、また重要な政治的職務に就任したものである。そこで、若い大学生の大きな夢としては、法曹人となって多くの報酬を得ることであったり、あるいは高級官吏となることであったのである。そのような価値観が存在したのであるから、教師などになるよりは政府の有能な官吏となることの方がより高い評価を受けたのである。警察官を友人に持つ方がより有利であるといった冗談もいわれた位であるが、このことは、官吏になり権力に近づくことが理想であるという価値観を示しているということができよう。その次に理想とされたことは、たとえその地位が必ずしも高いものではなくても、政府の官吏と知り合いになることであった。法曹人は、たとえば大臣としてもトップクラスに入り得たし、したがって家族のなかに法曹が生れることが望まれたし、法曹人を養子にする傾向すら現われたものである。人々は法曹を目して、雄弁家、探究者、政略家としたのである。もっとも、法律的技術は国民が損をすまいと思うならば、法曹人の援助を是が非でも必要としたわけである。

さて、1947年のビルマ憲法にもとづいて、弁護士や裁判官は新しい装いをなされることとなった。すなわち裁判官や弁護士は憲法の番人として恒常的な存在と認識されることとなった。そうなれば、英国流に鍛えられた弁護士であろうとビルマで養成された弁護士であろうと、もはや過去においてみられたような指導者的立場や権力の把持者たることは許されないこととなった。新しい階級が現われ、そして新しい価値観が生れたことで

ある。ビルマ民族の統一のためには法曹人にその本来の使命の遂行が要求されることとなった。それは、実践ことに革命遂行のための実践ということである。したがって、従来のように法律書から引用することを専門にしたり、言葉を弄するだけの法曹人は揺れ動く社会の中ではもはやさしたる地位を占めることはできなくなったのである。

さいわいなことに、この社会の変革はビルマの法律的な制度や機構を破壊するには至らなかった。法律はそのまま維持されたし、裁判所は戦乱が国中に起っていたときにも、その困難な期間を通じて本来の司法的機能を果たした。戦乱は殆んど全ビルマに及んだが、ラングーンだけはその禍から免れたのである。けれども、問題は戦乱が起ったことではなくて、もっと内在的な点にあるわけである。政府は、一方では裁判の追行の遅延といった問題には無力であったし、他方また立法府から独立に有しているはずの権力についても必ずしも十分に把握していなかったといえる。そこに最高裁判所と行政府との間の摩擦があった。それは、立法府において、その構成員が裁判所の判断を批難するような言辭を弄することがしばしばであり、また裁判官の任命権に影響するような言動をとったことである。最高裁判所は、しかしながら、法律の見地からの固有の権力を行使し続けたし、独自の立場で下級裁判所に優越的立場を堅持して司法権の独立を図った。もっとも、時には圧力が個々の裁判官にかかりすぎて、若干の場合には裁判官の良心の自由を犯す危険もなかったが、それ程の混乱は起らなかった。

ビルマの独立後の三権の関係は大略以上のような状態であったが、ビルマが自由を獲得した時に、権力を統轄した改革者達は知識ある法曹を尊重した。ことにイギリスに学び英語を話すことのできる法曹人を特に重要視した。したがって、国政の重要な諸問題を解決するための各種の特別委員会が作られたときに、裁判官がその委員長になることをより望んだのである。たとえば1952年に大統領が選ばれたのであるが、若い政治指導家達が選んだ大統領は最高裁判官であったのである。またビルマ連邦の統合の指導者に任命されたラングーン大学の学長には裁判官が選任されて来ているのが実情である。1949年に起ったかかる特殊の事情というものは、1958年から1960年という注目すべき時期にも続いており、さらに裁判官が内閣の構成員にすらなっている。しかしながら、若い政治的指導者達が持った裁判官に対する限りない尊敬の念も、もともと永続きするはずのものではなかった。政治的指導者達が成熟するにつれて、国家のあり方に経験をつんでくるし、また見方もより正しくなってくる。そうすれば彼等の価値体系も妥当なものへと落ち着くわけのものであり、裁判官への熱狂的な尊敬は漸時に冷静なものとなり、多くの場合に自然な本来あるべき友愛に変化するのは当然である。もちろん、多くの重要な政治的諸問題の解決が裁判官によって企画され目的を達成したことがあることはしばしばであったけれども、裁判官が閣僚の一員になったり、大統領たる地位を占めるなどということは、司法権の独立という見地からも好ましいことではないし、国民の信頼に答える政治でもないわけのものである。「人が弁護士として活動したり、あるいは高等裁判所の判事になって活躍したりしたとき

に、その人が閣僚の一員となったり、またはビルマの為政者となったりしたならば、その人は裁判官として自分の立場や判決から結局は自由な身になり得ないだろう」という問が發せられることになるし、また、「裁判官が大臣になったり、大統領になったりするならば、裁判官としての良心の自由を持ち得ないだろう。だから裁判官がビルマの大臣や大統領になることは、ビルマの新しい憲法の下では到底認められない」ということになる。

行政府と司法部との間の衝突は、政治上の指導者達がこれを調整したことや、民主主義のあり方に反することを両方が自覚したこともあって、致命的なトラブルにはならず、その後数年を経過して一応の解決が得られた。

ビルマが、世界に向かって民主制国家であることを宣言した以上、世界の世論が大きな影響と関心をビルマの動きに対して与えまた有するものなのであるから、政治的指導者達は民主主義の現実の姿をビルマにおいて維持するよう努力することが当然に要求されるのである。「われわれの裁判所は政府の要求を顧慮することなしに裁判できるであろうか、ただ法の正義に従ってのみ判決をすることができるであろうか」<sup>5</sup>という問をウ・ヌー大統領がかつて国民議会に發したことがあるが、それに対する答は次の通りであった。「われわれの裁判所は行政権からは常に自由に行動できて来たしそうあらねばならない。ときとして行政府が監獄にぶち込みたいと思って起訴するような人物が現われたこともあるが、裁判所は行政府の要望には無関係に法の正義にのみ基づいて独自の判断をした。またときには、行政府が下級裁判所に対して、上級裁判所になされた判断に従うよう指示したこともあるが、行政府がかかる指示をなし得るものではなく、それは司法部自身の内部の問題である。われわれは、裁判官が最高裁判所が正しい法と認識し判断したところに従うことを期待して来たし、そうすることが行政府の欲するところでもあるものと考えられる。行政府は人を逮捕することができても、司法部の判断の結果によっては、彼を自由にしなければならず、それをどうこうすることは不当である」と。

しかしながら、政治的な動揺と混乱の起っている時期には、司法権の独立に関する理解が失われがちであるし、社会における裁判所の正当な役割が何であるを忘れがちになり、行政権が独走する危険をはらむものである。革命時の政治的指導者達も、当初は行政権と司法権の関係についての明確な認識を欠いていたように思われる。というのは、三権分立の体裁をとればよいという位の考えであったように見受けられるからである。ところが現段階においては、司法権が社会を守る窮極の盾であることを漸時に認識し理解するようになって来たし、国民一般も、司法権の独立というものが単に消極的なかくれみのものであるというに留まらず、もっと積極的な意義を有するものであるという自覚を有するようになって来ている。

ビルマの司法制度は、基本的には変革されないままで現在に及んでいる。20世紀の初め頃に、司法権の行政権からの分離独立という原理に則って確立された司法作用は、ビルマでは今なお未熟なものであり、またそれ程重要視されるに至っていない。若い法学部卒業

者から、また裁判所職員などの内部の人から、さらには若い外交官から裁判官が常に補充されて隙間のできないことが何よりも大事なことである。そういった若い資格者達は、訓練と観察の期間を経て事件を取り扱い、また増大する国家作用を処理してゆくことになる。その結果として、先達の跡を承けて熟練した社会の原動力となってゆくわけである。

彼等の多くは、民事および刑事の地方裁判所や区裁判所の判事たる資格を与えられることが約束されている。そこからさらには、その成績と特長の正当な評価に基づいて、ある人々は高等裁判所の判事に作用されるわけであるし、その地位と職務は憲法によって保障を与えられている。高等裁判所判事としての60才の定年に達したならば、その人は最高裁判所の判事になる資格を与えられるし、65才に達するまでは身分の保障を受けてその職務に専念できる。高等裁判所の長官は、審級として一つ下位にあるとしても、最高裁判所判事と同一の地位づけが与えられる。地方裁判所クラスの裁判官も高等裁判所の裁判官も、また最高裁判所の裁判官も弁護士会に入会する資格が当然に与えられ、入会することが慣習となっているものである。すなわち彼等は裁判官としても弁護士としても司法作用に貢献することができるものである。

(4)

司法権と行政権と分離は今なお問題を残している。全ビルマ各弁護士会はそれが完全であることを要望し、治安判事の権限を行政権から独立させようとしている。行政官たる裁判官の時代が、かつてはインドと同じようであったのであるが、ビルマではそれは過去のことになりつつある。新しい憲法が作られるときに、高等裁判所の長官に誰をあてるかが論議されたが、結局、長官は常に法曹出身者であるべきこととされ、インド流の行政官たる裁判官は3分の1以下に減らされるべきこととなってしまった。このことは1947年の憲法で適用され、高等裁判所や最高裁判所の長官は直接に法曹出身がなることとされ、そうでないときは弁護士としての修練を積んだ上席裁判官が任命されることとなった。かくして行政官たる裁判官は裁判に関しては漸時閉め出されることになり、司法権と行政権の分離が現実化することとなった。ビルマにおいて行政官たる裁判官の存在を許していたのは、ただ彼が民情に通じているものとみなされ、民事・判事の裁判をなすに便利だと考えられていたからのようである。

(5)

裁判のあり方について民衆の関心が高められるようにと、陪審制度が第二次大戦後も存続せしめられた。その結果、裁判というもの社会の人々の心に直接身近なものとなっている。法自身もまた人々にとって身近かなものと感ぜられるようになった。さきに行政再編委員会が示した勧告によると、区その他の地方の裁判所では二人の判事が公選で任命されるべきで、その選び方は陪審員を選ぶ方法と同様にすることが望ましい。陪審においては順番に当該地の住民が当たるわけであるが、そうすることによって、本職の裁判官や治安判事とともに事件の正当な評価がなされ得るし、その結果たる判決も民衆の声を反映するものとなる。そうすることによって、民衆がよりよく裁判に関心を持つようになるし、裁判所もまた法律の形式だけを尊重するのではなくて、裁判における正義とは何かという実

質に注目することになるであろう。ところによって、ところのあり方はやはり違うものである。たとえば農民のところでは商人のところとは違ったものがあるようなものである。下級の裁判所ほどこのことがよくあてはまる。一人よりは三人で考察した方が安全だといひ得る、と述べている。

(6)

## 二 弁 護 士

弁護士が社会体制の変革に伴ってそのあり方を変えるのは時代の要請として当然のことである。ビルマにおいても、弁護士が政治的に高い役職をほとんど独占していた時代はもはや過ぎ去ってしまった。報酬の方もだんだんきびしいものになって来たり、極く限られた役職だけが残されており、むしろいづらい位になっているのである。

最初の変革が行なわれたときには、弁護士は魂を失ったかのような感じすらあった。弁護士会の会合の際になれた彼等の要求は、その地位を認めよということであった。それは、職業的に低位の階層が、高位の階層に対して、生活費の上昇につれて減少する収入を何とか補償してくれるように政府に力添えを頼んだのと似たようなものであった。社会変革が終って、一応の価値観が定着した後にも、弁護士は従前のような状態に帰ろうとしたが、それは認識不足のことであって、周囲の事情を考慮しないやり方であったといえる。もっとも弁護士自身の社会における役割というものの再認識とその評価が正しくなされるべき筋会の闘いであった。もちろん、最近では弁護士がその本来の社会的機能に目覚めて来たり、近頃開かれた弁護士会の総会でも、社会的な活動をもっと強く進めることや、法の目的に適うように努力することによってその地位や報酬を引き上げるべきであることなどが述べられている。さらには、弁護士会を強固にし、その道義的基礎や法的訓練をもっと自律的に推し進めるべきことが図られている。かくして、たとえば全ビルマ弁護士会は、貧民の司法的扶助や無料法律相談を呼びかけたし、報酬の制限を行なったりして国民のための正義の実現という方向に力を致している。

(7)

ビルマにあっては、いわゆるパリスターとソリシターとの間に区別はない。もっとも事実上は称号の如何で幾らか差別がつけられているようである。すなわち両者ともに地方裁判所、高等裁判所といった審級に関係なく訴訟代理人になれるし、あらゆる民事や刑事の事件について弁護士たる仕事をどの裁判所でも行なうことが認められている。また両者ともに税理士たる資格も支えられている。

従来、ビルマにおいては弁護士たる資格を得るには種々の複雑な方法があった。学校によるもの、裁判所によるもの、弁護士会によるもの、文部大臣の認める一定の要件を得ることなどであった。

最近では、法学教育を充実拡大させる方向にあるといつてよい。たとえばラングーン、マンダレーその他の諸都市では強力な法律学校が発展せしめられることになっているし、各種の段階に分けて法学教育が徹底的に行なわれる気運を示している。それはアメリカや



オーストラリアやカナダなどのやり方に非常に似ている。しかも法学教育の程度は相当に高いものが要求されている。その上で実務的な訓練が裁判所や弁護士会でなされるわけである。

弁護士の最大の任務は社会における彼自身の本来の役割を発見することにある。司法権の完全にして強固な独立のための有力な武器として、弁護士がしっかりしていることが極めて重要である。しかも、高尚な動機だけでは弁護士の進歩は得られない。新しい時代感覚と新しい研究心が新しい社会的役割を果すには必要である。公共のための奉仕というその役割は、多くの弁護士や若い法学徒の結集によってなされるのが常である。そして国民のための弁護士であることが要求されている。すなわち、村や町のいづこにおいても、どんな小さな事件についてもかけ廻り、社会全体が民主的なあり方に基づくように努力せねばならないのである。多くの弁護士が、法の作用をより有効により適切に取り図らってこそ、社会防衛という公共の目的を確立することができる。それによって国民全体の弁護士として認めらることとなり、国民の権利の保護と市民的自由を獲得させることができる。高度の教育も、弁護士がその学識をかかるとして自身の社会的役割にふり向けてこそ生きてくるものということができよう。

### 三 ビルマの法学教育

ビルマにあっては、法曹人は社会の中で新しい役割を果すことが要求されることとなったのであるから、この新しい法曹人を作るための法学教育にも新しい方向が見付け出されなければならない。すなわち法学教育の改革の時機が熟しているように思われる。また、その問題と切り離すことのできない法曹界の構成にも改革の時期が到来しているものといえよう。先ず第一に着眼されなければならないのは法学教育それ自体の目標と目的が何であるかということである。単に様々の法律技術を修得するだけでは駄目だし、また漠然とした目的で法律を勉強することが意味を持たなくなっていることは明らかなことである。法律学校は、国家の建設について積極的に多くの重要な分野で活躍すべき学生に勇気を与えるよう訓練すべきである。ということは、彼等が単なる法律の機械たるに留まらないようにすべきであるということである。そこでの授業計画は活気のある広汎なものとならねばならない。程度が質的に高められねばならない。同時に法律学校は変化に富んだ教育をすべきで、そのことによって学生は様々の法律的教養を修得するようにせねばならない。ビルマでは教科が極めて限定されているが、法律学校の課程は純粋の法律家になる課程以外にも、行政官になる者や外交官になる者のためにも課程を開くことが必要であろう。若い法律家にとって判例の研究などのような実践的訓練が必要なのは勿論であるが、法律学校だけではまだ不十分であろう。この点、ロンドンの法律学校におけるようなインズ・オブ・コートのような制度も参考にされるべきであるし、アメリカのロー・スクールのような特別研修やセミナーなども用意されることが望ましい。さらにはニューヨークの

インスティテュートのやり方などもいいモデルになるはずである。

今日においては法学教育はずい分発達しているし、また拡充されている。ビルマの法学教育は生成期を過ぎて拡大期に入っていると考えられるが、出発点でみられたような目標を正しく堅持することが大事だと考えられる。ビルマの法学教育の基本的な構想はラングーン大学の法学部のそれに大体示されている。文科か理科の最初のコースを終了した者が2年間の専門教育を受ける資格を与えられ、それはA、Bの二部門に分たれて教育を受け、それを終了した者はバチュラー・オブ・ロー（B、L）の学位を得るが、これは学問の段階を示すだけでなく、職業的な資格も有するものである。その上で二つの資格試験の何れかに合格すると実務研修に入ることができ、その上で実務をとることが許される。クラスは7つか9つに分けられ、講義を聴いたり、裁判所や弁護士会での実務の修得もなされる。大部分の学生はいわゆるアルバイトもできるし、事務所に勤める時間も充分に与えられている。大戦前には、修習は二つに分たれていて、一つは二年間で毎日3時間の講義を受けねばならず、他は三年間で毎日2時間の講義を受けねばならなかった。それが現在では一本化されて、最低二年間で裁判所と弁護士会での修習を終了することになっている。

大学においても法学教育のためには色々の試みがなされている。その一つとしてあげれば、若い学生のためには、彼等が実務修習に入る前に全日制の課程が準備され、直接に法律を勉強する前に2年間の一般教育がなされ、その後訴訟法や法哲学を含めた専門課程を三年間受けることにし、そこでL、L、Bの称号を受ける仕組みがある。というのは、B、L、をとってからパート・タイム式で勉強するよりは背景もしっかりしてくるし、また訓練も行き届くと考えられたからである。

B、L、コースも存続しているが、上にみた試みが大学によってなされているので、B、L、コースはその成果次第ではなくなるかも知れない。そのためか、1959年に至っては大学の方針が変わったため、学生は多くの学部に分散して勉強し、従来のB、L、に代った最初のコースを選んでいるようである。

もう一つの方法として実際に議論の対象となっているのは、イギリス流のやり方で例のインズ・オブ・コート的方式である。それに対応するビルマのいわばイン・オブ・コートは最高裁判所の長官を含む三人の裁判官と高等裁判所の長官、弁護士会長、それに少くとも10年以上の経験を有する弁護士あるいは法律学の学識経験者10人によって構成されるものが考えられている。学生は勉学期間をそこで費やし、所定の試験に合格し、実務を1年間とり、その上で弁護士としての資格を弁護士会によって与えられるという構想のものである。このインズ・オブ・コートの方式によれば、法学教育の発展と認識とを強めるばかりでなく、法曹人としての正しい感覚も養い得るし、多くの実地訓練も板についたものとなり、さらには細かな家事事件に関しても知識と経験を修得するという要求にも通うものと考えられるわけである。現在では高等裁判所がそういったことは取り扱っていて、弁護士会自身は訓練できないことになっているのである。

ビルマにおいても、他の新興諸国と同様に、国民の育成という肝要な課題は教育に依存するところが大きい。その点に関しては従来あまりにもなされることが少なかった。政府は毎年のように学校を開設して来たし、国立学校は自由に入学できるものとされているし、大学もそうであるが、事実上の就学は極めて困難な事情にある。計画によれば、1970年までには初等教育制度が無償で完備されることになっている。大学の方は現在、本来一つの総合大学であるべきものが二つの大学に分れて存在し、その中間に位するカレッジが幾つかの市に置かれているが、その一つは市の経済的援助で成りたっている。しかも教育制度の完備に対する国民の要望は強いものがあり、そのことは学校制度の充実ということに国家のあり方の健全であることの現われがみられるともいえよう。さらにそれは「法の支配」を国民の間に普遍化させることを約束するしるしともみることができであろう。「法の支配」は国民の切実な願いでもあり、またビルマのスローガンでもある。すなわちラングーン大学法学部に驚く程多数の学生が集ったことがそのことを物語っている。ラングーン大学においては、法学部以外の他の課程を履修するはずの学生がB、L、の一部と二部のための講義を受け試験もとっている例がかなりある。ラングーン大学の法学部と成人大学クラスには、毎年1,000人以上の学生が集まる。そして成人学生の多くは既に政府の上級官吏であったり、外交官であったり、また国会議員すらまじっている。弁護士会の要望に基づき、もともとはラングーンだけが法学教育のできる場所なのではあるが、マンダレーに高等裁判所が置かれている関係から、マンダレー大学にも近い将来には法学部が創設される運びになっている。拡充されたのは法学生の数という量的な面だけではなく、新しい社会の要求に応ずるために、法学教育の観念そのものにも質的に根本的な変革が起っているわけである。

法学教育に関しては、ビルマでは改革が始められ教育を受ける機会も広げられているが、個々ばらばらの取り上げ方ではなくて、国家全体の立場から一つの系統だった制度とそのあり方が検討されるべき必要がある。特に教育のための財源が制限されるわけであるから、重複をできるだけ避け、無駄な努力にならないように注意しなければならない。現在では、文部大臣が教育行政の分野においてすべての大学を統轄しているが、必要とあれば弁護士や代書人のための国家試験も行なうことが認められている。大学の学科課程は結局文部大臣がこれを決めることになっている。司法大臣は司法行政と裁判所のための行政機関として、裁判官や治安判事ならびに裁判所職員のために、専門的な技能を与えるべく訓練するし、またその研修課程につきこれを決定する。したがって、法学部を拡充したり新たに創設したいという大学が増加しているものである。これらの要求は充分検討した上で図られねばならないことである。そのためには、裁判官や弁護士会の有志ならびに政府の代表から構成されている法学教育委員会が慎重にことを運ぶようになされている。その委員会の審議によって、法学教育に対する各種の要望に合う最も合理的な方策が、国全体の見地からも深い洞察に基づいて打ち立てられることになっている。法学教育委員会の一般的

考察と統制の下に、教育と訓練の制度や組織が生れてくることになるだろう。その名称が法律学校となるかインズ・オブ・コートとなるかはそれ程大した問題ではない。そうなれば法学教育は極めて力強いものになるし、財政的な裏付けも得られて効果的な教育が行なわれることになるであろう。授業についても、従来のようなパートタイム式の教授に代って全日制の教授が構成員となり指導に当ることができるようになるし、図書館も整備されることができし、また他の各種の教育施設も備えられることになるであろう。学校制度が充実されるならば、大学には有能な教官が招かれるし、大学における法学教育の内容としても、今までのような単なる職人的な法技術の伝授ということ以外に、人間性そのものの研究と修得の機会も多くなる。そのことがひいては高等学校の教育に関しても、人間性を中心とした教育の導入という好ましい効果をもたらすことになるであろう。

<sup>(8)</sup>  
法律専門の学校制度が出来上ることは、法律学の学問的研究や比較法的な研究ができるようになるばかりでなく、ビルマの固有法や慣習の研究も可能になるであろう。ビルマの固有法や慣習は、それが明確に認識されているか否かは別としても、ビルマの国民に適用されて来ているし、社会秩序の維持と形成に役立っていることは以前に簡単に考察したところである。もっとも、これらの固有法や慣習を今後において探求することは困難な仕事であり、また新しく作られる法律とどのようにして調和させてゆくかは将来の問題として残されている。

学校制度が整備されれば、海外から学者を招へいすることも可能となる。そして海外にビルマの学者を送り出すこともできることになる。そのことによって知識の交流がなされ彼我の比較もできるし、いずれの国においても同じであると考えられる人間の問題がとり上げられ、「法の支配」に大きな貢献をなすことになる。ビルマの法学教育の分野には多くの可能性が存在する。他の新興諸国におけると同様に伸びる可能性は無限であるともいうことができよう。

以上

- (1) 西野照太郎：軍人政治，朝日ジャーナル1966.6.5.18巻23号86頁以下参照
- (2) 岩波講座現代別巻1，各国別世界の現勢1，241頁
- (3) Maung Maung; Law and Custom in Burma and the Burmese Family, p.133.
- (4) Thisrskell White a Civil Servent in Burma, p.281.
- (5) Foucar; I lived in Burma, p.210.
- (6) Report, Langoon,1949, p.23
- (7) The Guardian, December 31.1960.
- (8) MMAung, "Lawyers and Legal Education in Burma," the International and Comparative Law Quarterly, London, January, 1962,